

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

企業局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、企業局所管工事の一時中止と工業用水料金の支払猶予制度の創設を行った。これらの対応状況を報告する。

2 対応状況

(1) 一時中止工事の再開

感染拡大の防止措置として、受注者からの申し出を受けて一時中止していた二期トンネル整備工事を再開した。この結果、現時点において、企業局所管工事の一時中止はない。

工事名	受注者名	工期	一時中止期間	工事再開	備考
二期トンネル整備工事 (海田～矢野工区)	前田・国土・河井 共同企業体	平成28年12月1日 ～令和5年3月15日	令和2年4月25日 ～5月6日	令和2年5月7日～	感染拡大防止対策を講じた上で、工事の再開を決定
二期トンネル整備工事 (矢野～二河工区)	戸田・錦・洋伸 共同企業体	平成28年12月1日 ～令和5年3月15日	令和2年4月21日 ～5月6日	令和2年5月7日～	感染拡大防止対策を講じた上で、工事の再開を決定

(2) 工業用水料金の支払猶予の申請状況

資金繰りが厳しくなった受水企業を支援するため実施することとした、県営工業用水道事業の料金の支払猶予について、現時点において、受水企業からの申請はない。